

第26回 国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会 議事要旨（案）

1. 日 時 令和5年3月29日（水）
2. 場 所 国立感染症研究所村山庁舎 管理棟2階 第一会議室
3. 出席状況 出席19名（うち代理出席1名）、欠席2名
4. 議 題
 - （1）令和4年度に実施した主な安全対応訓練等の検証報告及び令和5年度に実施する主な安全対応訓練等の計画について
 - （2）国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの統合に伴う新たな組織の法案の概要等について
 - （3）国立感染症研究所村山庁舎における地域との交流について
 - （4）その他
5. 資 料
 - 資料1-1 令和4年度 国立感染症研究所村山庁舎安全管理検証チームの検証報告書
 - 資料1-2 令和5年度に実施する国立感染症研究所村山庁舎における主な安全対応訓練等について（案）
 - 資料1-3 令和5年度 国立感染症研究所村山庁舎における主な安全対応訓練等の予定表について（案）
 - 資料 2 国立健康危機管理研究機構法案の概要等について
 - 資料 3 国立感染症研究所村山庁舎における地域との交流（前回（令和4年12月19日）の協議会以降）
 - 資料 4 第25回国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会議事要旨（案）

6. 議事概要 ●報告・解答 ○質問・意見

● 資料4の令和4年12月19日に開催した第25回国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会議事要旨（案）について、本議事要旨（案）は、議会の規程を踏まえ、個人情報などのプライバシーや防犯関係及び自由な発想の阻害等も考慮した内容で要点等をまとめた。各委員においては、内容について御意見等があれば事務局宛てに御連絡を

頂きたい。意見等がなければ（案）を取って議事要旨を確定の上、感染研ホームページにて掲載することとしたい。

● 議題1「令和4年度に実施した主な安全対応訓練等の検証報告及び令和5年度に実施する主な安全対応訓練等の計画」について報告する。

① 国立感染症研究所村山庁舎における安全対応訓練等の検証を行う目的について

各種対応マニュアルに示された目標・計画に沿って実施されているか否かについて、安全管理対応訓練等の評価・検証を行うことにより、緊急時における対応能力を向上させることを目的としている。

② 令和4年に実施した訓練等の実施内容について

昨年3月29日に開催した第24回協議会においてお示した「令和4年度安全管理対応訓練等の計画」に基づいて、警備・消防訓練、病原体等取扱に係る各種講習会、各種健康診断について確実に実施された。また、毎年特別訓練として行っているBSL4実験室での曝露事故を想定した対応訓練については、昨年10月に国立国際医療研究センターを初め各関係機関が参加して実施した。

③ 令和4年度における各種訓練等に係る検証・評価について

今年度の警備訓練については地元警察署の指導の下、今まで積み重ねてきた訓練成果を踏まえ、的確に状況を把握・共有しつつ適切な対処指示等の習熟度を更に高めることを目的とした訓練を新たに導入したことにより、緊急時における判断力や連携活動等における課題を明確に把握することができた。

今年度の消防訓練に関しては、消防計画に基づき年2回村山庁舎全体の自衛消防訓練を実施した。また所内訓練計画に基づいて2ヶ月に1回、設備員及び警備員合同による初期消火及び放水訓練を行った。これら消防訓練を通じて初期対応や避難所開設の手順、避難経路の確認、各消防班の役割分担の再確認が可能となったことに加え、地元消防署や近隣施設等が訓練に参加することによって地域との連帯感の構築と防災意識の向上に効果的であった。

BSL4実験室曝露事故対応訓練については手順どおりに実行されたが、訓練後に所内関係者及び訓練参加機関による検証・評価を行い、今後の課題とされた事項を抽出し整理した。

④ 訓練実施内容の評価・次年度への意見について

警備・消防訓練については緊急時対応の習熟度を高めつつ、今後の課題となる事項を明確に把握するためにも新たな訓練手法を取り入れ実施していくことが必要である。

また、BSL4実験室曝露事故対応訓練は今般の検証によって抽出・整理された課題について、着手可能な改善策を踏まえた訓練計画を策定し実行することによって、曝露時対応の更なる強化に取り組む必要がある旨の意見があった。これら各訓練についてはPDCAサイクルに基づき訓練計画を策定のうえ、実施後に検証・評

価を行うことによって緊急時対応及びセキュリティ対応能力向の強化・維持に努めていくことが肝要である。

⑤ 令和5年度に行う主な安全対応訓練について

令和5年度についても、資料1-2の計画に基づき各種対応訓練、講習会、健康診断等の項目を確実に実施していくこととしている。

具体的な実施項目、実施時期等については資料1-3に記載しているのでご確認いただければと思う。

○ 先日、村山庁舎で行われた消防訓練の際に非常放送設備の試験放送を実施していたが、少なくとも南側住宅地では音声を聞き取ることが出来、効果は発揮していることが確認できた。

● 議題2「国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの統合に伴う新たな組織の法案の概要等」について報告する。

国立感染症研究所と国立国際医療研究センターが統合されることに伴い、新たに設立される組織の法案がまとまったことにより、今般法案が国会に提出されたところである。概要については次のとおり。

① 設立の目的について

設立の目的は、感染症やその他の疾患が発生した場合、調査研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生、蔓延時に疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し、科学的知見を提供できる体制の強化を図ることにある。

② 組織について

国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの統合により、新たに設立される組織は特別法人とされる。新組織では理事長、副理事長、理事、監事を置き、理事長と理事は厚生労働大臣が、副理事長と監事は厚生労働大臣の認可を受けた理事長が任命する。新しく法人を作ることから制裁規定や職務忠実義務、誓約書提出義務も設けることにしており、給与規定についても「調査・研究・分析・技術の開発に従事する役員及び職員の給与等について、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性等の考慮規定を設ける」ということが法律に記載されている。

③ 業務について

感染症その他の疾患に係る予防や医療に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行うと共に、これらに密接に関連する医療を提供することとしている。

なお、特殊法人とされることにより公務員の身分を喪失することになるが、厚生労働大臣が新たな組織に対する事務の委任規定を設けることにより、非公務員でも業務が執行可能となる。

また、感染症等の病原体等の検索及び予防及び収集・検査・保管に関する地方衛生研究所等の研修などといった規定が記載されている。

なお、厚生労働大臣は報告徴収・立入検査を実施することができ、監督上必要な

命令をすることができる規定が設けられている。現在行っている特定一種病原体に係る業務については、必要性・重要性に鑑みて、国の監督指導の下で実施していく規定を設けている。

④ 施行期日について

施行期日については、公布の日から起算して3年を超えない範囲で政令において定める日としている。

○ 厚生労働大臣との確認事項では、BSL4施設で行われる業務については「今後とも感染者の生命を守るために必要な診断や治療等に関する業務に特化する」ことが明記されており、確実に遵守されているものと理解しているが、感染研が特殊法人化されることによってこの業務が変更されることはないのか。また、国の指導監督が従来どおり実施されるのかについて確認いたしたい。

● 法案の規定の中に特定一種病原体等に係る試験研究については、その必要性、重要性に鑑みて国の監督・指導の下で業務を実施することが盛り込まれている。また、市との確認事項については、特殊法人化後も継承され遵守されることになる。

○ 国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの統合によって新たに設立される組織はどのような名称となるのか。

● 名称は「国立健康危機管理研究機構」としている。

○ 統合により新たな組織が設立されるとのことだが、地元における連絡会や市民との交流等はどのようになっていくのか。

● 現在の施設運営連絡協議会のような、地域が意見を述べる場は設けられると考えられる。

また、庁舎の一般公開や地域への説明会等についても引き続き実施されるものと考えられる。

● 議題3「国立感染症研究所村山庁舎における地域との交流」について、前回協議会（令和4年12月19日）以降の活動状況について報告する。

① 近隣施設との交流について

・ 1月16日・2月20日・3月16日

雷塚小学校学校運営協議会に同協議会委員に委嘱されている職員1名が出席した。

・ 1月13日

雷塚小学校において水田学習報告会及びその一環として餅つき体験の行事があり

職員3名が参加した。

・ 2月2日

都立村山特別支援学校で行われた運営連絡協議会に同協議会の委員に委嘱されている職員1名が出席した。

・ 3月23日

雷塚小学校において行われた卒業式に来賓として職員1名が出席した。

② その他の交流について

・ 1月14日

東大和警察署において行われた武道始式に職員1名が参加した。

・ 1月30日

北多摩西部消防署長から感染研村山庁舎に対して感謝状の贈呈が行われた。これは、消防署が実施するはしご車操縦訓練のため、村山庁舎の敷地を提供したことによるものである。

・ 3月1日

「イオンモールむさし村山」において、警視庁東大和警察署によるテロ対処合同訓練が行われ、職員2名が見学し不審者及び不審物への対応手順等について再確認した。

・ 3月17日

村山庁舎において消防計画に基づく今年度2回目の自衛消防訓練を行った。今回は地震発生による火災を想定し、災害状況の確認・報告、避難、負傷者運搬等、一連の流れの中で各自の行動を再確認するための訓練を行った。また、本訓練に併せて警視庁災害対策課特殊救援隊の協力により、AED訓練機器を使用した救命訓練の指導を受けた。

今後も継続して訓練を行うことにより、地域との連帯感の構築と防災意識の向上に努めていく。

○ ただいまの報告にもあったが、感染研村山庁舎には出前授業を初め様々な学校行事を通じて教育活動の充実にご協力いただいております。感謝申し上げます。今後もこのような交流を通じて子ども達の育成にご参加いただければと思います。引き続きよろしくお願いしたい。

● 議題4「その他事項」として、今年度のBSL4施設の定期点検の結果を報告する。

点検は令和4年12月20日から令和5年3月24日の期間で実施した。実験室内のホルムアルデヒドガスによる除染作業後、HEPAフィルター交換及び性能検査、オートクレーブ、グローブボックスライン、安全キャビネット、空調自動制御系、排水処理設備、空気源装置等の整備点検を実施した。点検結果はいずれも合格又は正常稼働が確認されている。

以上、今年度実施したBSL4施設の定期点検結果について報告させていただきます。

- 次回協議会の日程については秋頃の開催を予定している。具体的な日程等に関しては別途調整のうえ、改めてご連絡させていただく。

以 上